

第4検討部会 会議録

会議の名称	第21回 第4検討部会
開催日時	平成20年6月11日(水)18時33分から21時20分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)三宅副委員長 (委員)碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、團野委員、塀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・編集委員会からの検討事項について ・広報・PIチームからの検討事項について
会議資料	・作業チーム検討資料 ・「編集委員会・資料3」に対する応答
発言内容	<p>作業チーム検討内容の確認</p> <p>(部会長から6月5日に行った作業チーム(部会長、副部会長、編集委員)の検討内容の説明)</p> <p>・かなりシンプルな内容となったが、このような形でいいのか、また前文を設けない、定義を設けないといった提案もいいのかどうか、再度、皆さんに議論していただき、第4検討部会としての最終案を決定したい。 (部会長)</p> <p>・提案がシンプルになったことは誇っていいことだと思う。自治基本条例は抽象的な規定として、他の条例の指針となることが重要であるため、このように数が少なくなることは大変よいことだと思う。今後、編集委員会において作業を進めるうえで、第4部会の提案は、取りまとめの際にどのような項目を載せていくべきかを示す指針になるだろう。</p> <p>・「講じなければなりません」は、他の表現に合わせて「講じます」にしたほうがよいのではないかな。</p> <p>・「講じます」でいいと思う。努力規定にしないことが重要である。</p> <p>・では、そのようにしたい。</p> <p>・このくらいシンプルな提案であれば、部会の中で共通理念というものが共有しやすいと思うがどうか。</p>

- ・また、第4検討部会としての理念は、全体会の時に提案した「条例により川口市民の川口市をつくる」、「川口市政を市民に親しみやすくする」、「条例自体を市民に親しみやすくする」、「川口市のオリジナルな自治基本条例をつくる」を示してもらいたいと思うがどうか。(以上、部会長)
- ・提案のうち「条例により川口市民の川口市をつくる」がもっとも重要な理念であり、その他はこの理念を実現するための手段(理念)である。市民が主権者であることが最も強調すべき理念ではないか。
- ・自治基本条例を総括する高次の考え方が「条例により川口市民の川口市をつくる」だと思う。一方で我々には、編集委員会の策定ガイドラインとしての理念を求められているが、これは「川口市政を市民に親しみやすくする」、「条例自体を市民に親しみやすくする」、「川口市のオリジナルな自治基本条例をつくる」が該当するのではと思っている。
- ・この提案は骨太ではあるが、残念ながら他の部会の提案と比べると、少数派だと思う。少数派でありながら我々の提案をなるべく採用してもらうためには、第4検討部会としての理念をはっきりと示すべきだと思う。
- ・川口市の条例の数を改めて確認したら既に700近い条例があり、内容もかなりしっかりしている。これだけの条例があるなかで、詳細な条例を我々が作る必要があるのだろうか。詳細な部分は重要なものであっても他の条例等に委ねて、自治基本条例自体は骨太の条項・内容とするということの説明すれば、他の部会にも理解してもらえるのではないか。
- ・市民の定義については、700近い条例において目的に応じてそれぞれに定められていると思うが、今回の条例で市民の定義を設けないことについてはどう思われるだろうか。
- ・市民の定義については、個別の条例に合わせて定義していくしかないと思う。しかし、今回の提案は、性別、年齢、国籍、居住年数等に関係なく広範に市民を捉えている点が素晴らしいと思う。
- ・また、別の論点であるが、市民の権利として一番重要なものは、知る権利というよりは、市長や議員を選ぶ権利にあると思っている。
- ・では、部会の理念は、全体会の際に提案したものでよいか。(部会長)

一同異議なし

- ・住民投票については市が主語になっているが、住民が起点ではないのか。
- ・この規定は、市民の参加する権利を具体的に実現するものとして示しているので、住民が起点である。
- ・現段階では、第4検討部会としての素案を作成している状況であるため、細かな文言の調整に時間をかけなくてもいいのではないかと考えている。今の発言の趣旨は理解したので、編集委員会ではきちんと議論していきたい。
- ・今までの議論を踏まえると、提案内容を次のように変更したほうがよいと思う。(部会長)
 - 市は、市民の知る権利と市政に参加する権利を実現するため、必要な施策を講じます。
 - 市は、市の重大な決定に際しては住民投票を行い、市民の意向を確認します。
- ・法令の自主的解釈として「市は、団体自治の確立のために、先例などとられず、憲法及び法令を自主的に解釈し、市政を運用します。」を入れてはどうか。
- ・先例に捉われずの「先例」が不明確である。
- ・また、自主的解釈についても必要に応じてやっているもので、新たに設ける必要はないと思うがどうか。
- ・「先例にとられず」の文言は、市民にとってよい事なので是非盛り込みたいと思う。ただし、この文言を入れるとしたら、他の提案も修正する必要が出てしまうだろう。今までの提案の中でも、ニュアンスが読み取れるものがあるため、既存提案のままでいいのではないか。
- ・<行政の役割と責務>に「先例にとられることなく、市民のニーズに横断的に対応します。」を加えてはどうか。(部会長)

一同異議なし

- ・ <川口市の沿革>の「私たちは、こうした川口市の資源、歴史、文化に愛着を持ち、これを守り、そして将来に受け継ぐことに努めます」と <ものづくり、未来への責任>の「私たちは、川口のものづくりの伝統と気質を大切にするとともに、未来に向けて美しい川口を残すための責任を果たします」とは、重複している部分があるので整理した方がいいと思うがどうか。
- ・ 川口市の伝統や文化を謳っても、市民は（特に新住民）ピンとこないのではないか。それよりも、市長がよく言っている「住んでよかった、これからも住み続けたい」という言葉を入れてはどうか。
- ・ <信頼関係、環境、災害>部分の「私たちは、美しい環境を守り、災害に強い安心して暮らせるまちの実現を目指します」の「災害に強い」の後に、「誰もが住んでよかった、これからも住み続けたいと思える」を加えて、「私たちは、川口のものづくりの伝統と気質を大切にするとともに、未来に向けて美しい川口を残すための責任を果たします」は削除してはどうか。（部会長）

一同異議なし

- ・ 第4 検討部会では前文は設けないとしていたが、大崎委員から以前に前文案として提案があったものを盛り込みたいと思っている。理由としては、他の部会でも議論になっている「市民主権」、「市民の信託」、「最高規範性（自治基本条例が尊重されること）」などのキーワードが全て盛り込まれているので、設けたいと思うがどうか。（部会長）
 - 川口市は、主権が市民にあることを宣言し、この川口市自治基本条例を制定する。川口市政、市議会は市民の厳粛な信託によるもので、その権利は市民に由来し、その権力は市長、市会議員がこれを行使し、その福祉は市民がこれを享受する。
 - この条例は、ここに掲げた基本原理に基づくもので、これに反する一切の条例、規則は排除される。（この条例の内容は、条例や規則の制定をはじめ、市政運営に反映される。）川口市民は、名誉にかけて、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを

誓う。

一同異議なし

- ・ <川口市の沿革>に削除された見出し<ものづくり、未来への責任>を追加して、<川口市の沿革、ものづくり、未来への責任>としてはどうか。

一同異議なし

編集委員会から各検討部会への検討事項について

- ・「編集委員会から各検討部会への検討事項」については、これまでの議論から、当部会としては次のとおり提案したいがどうか。(部会長)

- 「基本原則」は「基本理念」との関係が不明確であるため設けない。
- 「目的」は川口市の憲法である自治基本条例にふさわしくないため設けない。なぜならば「目的」を持っている憲法はほとんどないからだ。
- 「定義」規定についても設けない。なぜならば「定義」を持っている憲法はほとんどないからだ。
- 市民の「責務」については、市民の自発的な参加という観点から言えば、「まちづくりに寄与します」という文言が対応しているので、実質的に設けているといえる。
- 「住民投票」は市民のアクセス手段である。中項目でよい。
- 「目標と時間軸」については、条例の存在そのものに時間的な制約を与える可能性があるので設けない。
- 自治基本条例の「評議会等」については、強力な権限を組織に与えるのでなければ設けない。
- 「広報」については、条例自体を分かりやすくすることのほうが先決であるので、実施しない。
- 「多選」については、条例で被選挙権を拘束することはできないので、設けない。

一同異議なし

- ・比較表の内容に関する編集委員会からの依頼については、これまでに部会として統一したものにまとめており、川口らしさについても言及している。
- ・条例の形式については、当部会の全体会での資料のとおり「ですます調」とする。ただし、素案を作るにあたって不都合が生じれば「である調」とする。
- ・また、素案については、第5検討部会から提案のあったように、文言を整えて分かりやすくすることとする。
- ・最後に法律の専門家の介入については、必要に応じて協力を求めるということで、編集委員会に任せることとしたい。
- ・なお、多選禁止規定と最高法規性については、具体的に議論していないので皆さんの意見を伺いたい。(以上、部会長)

・多選禁止規定は設けても設けなくてもよいと思う。しかし、最高法規性については、自治基本条例が川口市の基本的なルールを定める存在として、自他ともに認められるよう条例に盛り込むべきだと思う。

・最高法規性を設けるか設けないかと言うよりは、結果として最高法規性が発揮できていればよいと考えているがどうか。

- ・今回加えた前文に最高法規性を謳っているのでこのままでよいと思う。
- ・最高法規性を分かりやすく表現するため、前文中「これに反する一切の条例、規則は排除される」を「この条例の内容は、条例や規則の制定をはじめ、市政運営に反映される」とすればいいのではないかと。(部会長)

一同異議なし

・多選禁止規定については、市民が市長を選ぶので、例えば3選を超えていても選ぶのは市民の意志である。

・多選禁止規定は、被選挙権を制限するとともに、選挙権をも制限するものであるため反対だ。

・多選がよくないと住民が判断する候補者が出た場合は、当然住民がその候補者を選出しなければいいだけであって、多選禁止規定は必要ない。

- ・多選禁止規定については、否定的な意見が多いので設けないということでよいか。(部会長)

一同異議なし

- ・最後に条例の名称については、前回の部会では「川口市自治基本条例」、「川口基本条例」、「川口市民 自治基本条例」という提案があった。(部会長)

- 「川口基本条例」
 - ・シンプルである。
 - ・川口市の基本の条例ということで、最高性が示されている。
 - ・「基本」の前に修飾語は要らない。
- 「川口市民 自治基本条例」
 - ・市民憲章に代わるものだと思う。
 - ・市民のための条例と意識することができる。
 - ・分かりやすい。
- 「川口市自治基本条例」
 - ・仮称とはいえ、これまで使っていたので馴染みがある。
- その他
 - ・「川口市民条例」ではどうか。自治という言葉にピンとこない。

- ・意見が分かれてしまっているので、「川口市民 自治基本条例」と「川口基本条例」の2案を編集委員会に提案したいがよいか。(部会長)

一同異議なし

「市民フォーラム私案」について

- ・PIの一環として開催する「市民フォーラム」について、私案を作ったので見ていただき、何か意見などがあればお聞きしたい。
- ・委員全員(47人)が素案について統一的な見解(共通認識)を持った上で開催できる見通しがあるのか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本日は時間の都合もあるので、広報・PIに関する私案に対する意見等については、個別に連絡していただきたい。 ・しかし、各委員から、必ず何かしらのコメントを送るということにしたいかどうか。(部会長) <p style="text-align: center;">一同異議なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の会議は、以上とする。(部会長)
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none"> ・次回は7月16日(水)18時半～ ・次々回は7月30日(水)18時半～